

○うるま市水道事業及び下水道事業審議会規則

平成30年7月2日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その意見を答申するものとする。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 水道料金に関すること。
- (3) 下水道使用料に関すること。

2 審議会は、前項の規定によるもののほか、水道事業及び下水道事業の経営及び運営に関し、市長が必要と認める事項について調査審議し、その結果を報告するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 水道及び下水道利用者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員は、前条第1項の答申又は同条第2項の報告を行った後は、その職を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副会長は、会長の指名によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道事業及び下水道事業担当課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この規則の施行の後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和2年3月26日規則第26号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月3日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。